

議案第 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例

宝塚市立西谷認定こども園条例（平成20年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第30条第1項」を「第29条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立西谷認定こども園条例(平成20年条例第43号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育認定子ども <u>支援法第30条第1項</u>に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育認定子ども <u>支援法第29条第2項</u>に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>